

一般社団法人日本医学教育学会 会費規則

(適用)

第1条 当法人（以下、「本会」という。）の会費については、本会の定款に定められたことのほかは、この規則による。

(会費)

第2条 会費は、次のとおりとする。

- (1) 個人会員は年額12,000円とする。
- (2) 機関会員は年額80,000円とする。
- (3) 賛助会員は年額1050,000円とする。
- (4) 学生会員は年額3,000円とする。

(会費の支払方法)

第3条 会費は、当該年度中に支払わなければならない。

2 会費は、年額を分割して納入することができない。

(規則の変更)

第4条 この規則は、理事会及び社員総会の議決によって変更することができる。

2026年5月26日理事会

2026年7月30日社員総会により改定